

改正案	現 行
<p>埼玉県軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p>目次</p> <p>第一章～第三章 (略)</p> <p>第四章 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準</p> <p>第一節 (略)</p> <p>第二節 基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準(第七十一条一第百条の三)</p> <p>第三節～第六節 (略)</p> <p>附則</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第二章 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準</p> <p>第一節・第二節 (略)</p> <p>第三節 設備及び運営に関する基準</p> <p>第四条～第九条 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第十条 (略)</p> <p>2 軽費老人ホームは、入所者に提供するサービスの状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 省令第十七条第四項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>四 第三十二条第二項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>五 省令第三十三条第三項の規定による事故の状況及び事故に際して採</p>	<p>埼玉県軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p>目次</p> <p>第一章～第三章 (略)</p> <p>第四章 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準</p> <p>第一節 (略)</p> <p>第二節 基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準(第七十一条一第百条の二)</p> <p>第三節～第六節 (略)</p> <p>附則</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第二章 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準</p> <p>第一節・第二節 (略)</p> <p>第三節 設備及び運営に関する基準</p> <p>第四条～第九条 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第十条 (略)</p> <p>2 軽費老人ホームは、入所者に提供するサービスの状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 省令第十七条第三項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>四 第三十二条第二項の苦情の内容等の記録</p> <p>五 省令第三十三条第二項の事故の状況及び事故に際して採った処置に</p>

改正案	現 行
<p>った処置についての記録</p> <p>第十一条～第二十七条 (略)</p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第二十八条 (略)</p> <p><u>2 軽費老人ホームは、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。</u></p> <p><u>一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p><u>二 当該軽費老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p><u>3 軽費老人ホームは、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。</u></p> <p><u>4 軽費老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関(以下「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。以下同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u></p> <p><u>5 軽費老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p> <p><u>6 軽費老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該軽費老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。</u></p> <p>7 (略)</p> <p>(掲示)</p> <p>第二十九条 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームの見やすい場所に、運</p>	<p>ついでに<u>同条第三項</u>の記録</p> <p>第十一条～第二十七条 (略)</p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第二十八条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 (略)</p> <p>(掲示)</p> <p>第二十九条 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームの見やすい場所に、運</p>

改正案	現 行
<p>営規程の概要、職員の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を掲示しなければならない。</p> <p>2 軽費老人ホームは、重要事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>3 軽費老人ホームは、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</p>	<p>営規程の概要、職員の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p> <p>2 軽費老人ホームは、前項に規定する事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。 (新設)</p>
<p>第三十条～第三十四条の二 (略)</p>	<p>第三十条～第三十四条の二 (略)</p>
<p>第四節 都市型軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準</p>	<p>第四節 都市型軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準</p>
<p>第三十五条～第三十九条 (略)</p>	<p>第三十五条～第三十九条 (略)</p>
<p>(準用)</p> <p>第四十条 第四条から第十条まで及び第十三条から第三十四条の二までの規定は、都市型軽費老人ホームについて準用する。この場合において、第六条中「第五条」とあるのは「第三十九条において準用する省令第五条」と、第七条中「第六条」とあるのは「第三十九条において準用する省令第六条」と、第十条第二項第三号中「第十七条第四項」とあるのは「第三十九条において準用する省令第十七条第四項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第四十条において準用する第三十二条第二項」と、同項第五号中「第三十三条第三項」とあるのは「第三十九条において準用する省令第三十三条第三項」と、第十三条中「第十二条」とあるのは「第三十九条において準用する省令第十二条」と、第十八条中「第十七条」とあるのは「第三十九条において準用する省令第十七条」と、第二十三条第二項中「第八条から第十条まで、第十三条から前条まで及び次条から第三十四条の二まで」とあるのは「第三十九条並びに第四十条において準用する第八条から第十条まで、第十三条から第二十二条まで及び第二十四条から第三十四条の二まで」と、第二十四条第一項第二号中「第三十二条第二項」とあるのは「第四十条において準用する第三十二条第二項」と、同項第三号中「第三十三条第二項」とあるのは「第三十九条において準用する</p>	<p>(準用)</p> <p>第四十条 第四条から第十条まで及び第十三条から第三十四条の二までの規定は、都市型軽費老人ホームについて準用する。この場合において、第六条中「第五条」とあるのは「第三十九条において準用する省令第五条」と、第七条中「第六条」とあるのは「第三十九条において準用する省令第六条」と、第十条第二項第三号中「第十七条第三項」とあるのは「第三十九条において準用する省令第十七条第三項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第四十条において準用する第三十二条第二項」と、同項第五号中「第三十三条第二項」とあるのは「第三十九条において準用する省令第三十三条第二項」と、第十三条中「第十二条」とあるのは「第三十九条において準用する省令第十二条」と、第十八条中「第十七条」とあるのは「第三十九条において準用する省令第十七条」と、第二十三条第二項中「第八条から第十条まで、第十三条から前条まで及び次条から第三十四条の二まで」とあるのは「第三十九条並びに第四十条において準用する第八条から第十条まで、第十三条から第二十二条まで及び第二十四条から第三十四条の二まで」と、第二十四条第一項第二号中「第三十二条第二項」とあるのは「第四十条において準用する第三十二条第二項」と、同項第三号中「第三十三条第二項」とあるのは「第三十九条において準用する</p>

改正案	現 行
<p>省令第三十三条第二項」と、第二十五条の二中「第二十四条の二」とあるのは「第三十九条において準用する省令第二十四条の二」と、第二十七条中「第二十六条」とあるのは「第三十九条において準用する省令第二十六条」と、第三十条中「第二十九条」とあるのは「第三十九条において準用する省令第二十九条」と、第三十四条中「第三十三条」とあるのは「第三十九条において準用する省令第三十三条」と、第三十四条の二中「第三十三条の二」とあるのは「第三十九条において準用する省令第三十三条の二」と読み替えるものとする。</p>	<p>省令第三十三条第二項」と、第二十五条の二中「第二十四条の二」とあるのは「第三十九条において準用する省令第二十四条の二」と、第二十七条中「第二十六条」とあるのは「第三十九条において準用する省令第二十六条」と、第三十条中「第二十九条」とあるのは「第三十九条において準用する省令第二十九条」と、第三十四条中「第三十三条」とあるのは「第三十九条において準用する省令第三十三条」と、第三十四条の二中「第三十三条の二」とあるのは「第三十九条において準用する省令第三十三条の二」と読み替えるものとする。</p>
<p>第五節 雑則</p>	<p>第五節 雑則</p>
<p>(電磁的記録等)</p> <p>第四十条の二 軽費老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この章の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条、第六十九条の三及び第百二十二条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。</p>	<p>(電磁的記録等)</p> <p>第四十条の二 軽費老人ホーム及びその職員は、作成、<u>交付</u>、保存その他これらに類するもののうち、この章の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条、第六十九条の三及び第百二十二条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>第三章 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 第一節・第二節 (略)</p>	<p>第三章 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 第一節・第二節 (略)</p>
<p>第三節 設備及び運営に関する基準</p>	<p>第三節 設備及び運営に関する基準</p>
<p>第四十三条～第四十八条 (略)</p>	<p>第四十三条～第四十八条 (略)</p>
<p>(記録の整備)</p> <p>第四十九条 (略)</p> <p>2 養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第四十九条 (略)</p> <p>2 養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p>

改正案	現 行
<p>三 省令第十六条第五項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>四 第六十七条第二項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>五 省令第二十九条第三項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>三 省令第十六条第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>四 第六十七条第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>五 省令第二十九条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>
<p>第五十条～第六十四条 (略)</p>	<p>第五十条～第六十四条 (略)</p>
<p><u>(協力医療機関等)</u></p>	<p><u>(協力病院等)</u></p>
<p>第六十五条 養護老人ホームは、<u>入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第三号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。</u></p>	<p>第六十五条 養護老人ホームは、<u>入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。</u></p>
<p>一 <u>入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>二 <u>当該養護老人ホームからの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>三 <u>入所者の病状が急変した場合等において、当該養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>2 <u>養護老人ホームは、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>3 <u>養護老人ホームは、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>4 <u>養護老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>5 <u>養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該養護老人ホームに速やかに入所させることができるように努め</u></p>	<p>(新設)</p>

改正案	現 行
<p><u>なければならない。</u></p> <p><u>6</u> (略)</p> <p>第六十六条～第六十九条の二 (略)</p> <p>第四節 (略)</p> <p>第四章 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準</p> <p>第一節 (略)</p> <p>第二節 基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準</p> <p>第七十一条～第七十七条 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第七十八条 (略)</p> <p>2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 <u>省令第十五条第五項の規定による</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>四 <u>第九十八条第二項の規定による</u>苦情の内容等の記録</p> <p>五 <u>省令第三十一条第三項の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>第七十九条～第九十一条 (略)</p> <p>(緊急時等の対応)</p> <p>第九十一条の二 特別養護老人ホームは、現に処遇を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、省令第十二条第一項第二号に掲げる医師及び協力医療機関の協力を得て、当該<u>医師及び当該協力医療機関</u>との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。</p>	<p><u>2</u> (略)</p> <p>第六十六条～第六十九条の二 (略)</p> <p>第四節 (略)</p> <p>第四章 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準</p> <p>第一節 (略)</p> <p>第二節 基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準</p> <p>第七十一条～第七十七条 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第七十八条 (略)</p> <p>2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 <u>省令第十五条第五項に規定する</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>四 <u>第九十八条第二項に規定する</u>苦情の内容等の記録</p> <p>五 <u>省令第三十一条第三項に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>第七十九条～第九十一条 (略)</p> <p>(緊急時等の対応)</p> <p>第九十一条の二 特別養護老人ホームは、現に処遇を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、省令第十二条第一項第二号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。</p>

改正案	現 行
<p><u>2 特別養護老人ホームは、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、一年に一回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。</u></p> <p>(施設長の責務) 第九十二条 (略) 2 施設長は、職員に第七十六条から第七十八条まで及び第八十一条から<u>第一百条の三</u>までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。</p> <p>第九十三条～第九十五条 (略)</p> <p>(協力医療機関等) 第九十六条 特別養護老人ホームは、<u>入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第三号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。)</u>を定めておかなければならない。<u>ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。</u></p> <p><u>一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p><u>二 当該特別養護老人ホームからの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p><u>三 入所者の病状が急変した場合等において、当該特別養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。</u></p> <p><u>2 特別養護老人ホームは、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。</u></p> <p><u>3 特別養護老人ホームは、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u></p> <p><u>4 特別養護老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(施設長の責務) 第九十二条 (略) 2 施設長は、職員に第七十六条から第七十八条まで及び第八十一条から<u>第一百条の二</u>までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。</p> <p>第九十三条～第九十五条 (略)</p> <p>(協力病院等) 第九十六条 特別養護老人ホームは、<u>入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正案	現 行
<p><u>生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p> <p>5 <u>特別養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該特別養護老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。</u></p> <p>6 (略)</p> <p>第九十七条～第百条の二 (略)</p> <p><u>(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)</u></p> <p>第百条の三 <u>特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおける業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該特別養護老人ホームにおける入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(第百十六条第一項において「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催しなければならない。</u></p> <p>第三節 ユニット型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準</p> <p>第百一条～第百十条 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第百十一条 第七十二条から第七十五条まで、第七十七条、第七十八条、第八十一条から第八十三条まで、第八十七条、第八十九条から第九十二条まで、第九十三条の二及び第九十五条から<u>第百条の三</u>までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第七十四条中「第五条」とあるのは「第四十二条において準用する省令第五条」と、第七十五条中「第六条」とあるのは「第四十二条において準用する省令第六条」と、第七十八条第二項第三号中「第十五条第五項」とあるのは「第三十六条第七項」と、同項第四号中「第九十八条第二項」とあるのは「第</p>	<p>(新設)</p> <p>2 (略)</p> <p>第九十七条～第百条の二 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第三節 ユニット型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準</p> <p>第百一条～第百十条 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第百十一条 第七十二条から第七十五条まで、第七十七条、第七十八条、第八十一条から第八十三条まで、第八十七条、第八十九条から第九十二条まで、第九十三条の二及び第九十五条から<u>第百条の二</u>までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第七十四条中「第五条」とあるのは「第四十二条において準用する省令第五条」と、第七十五条中「第六条」とあるのは「第四十二条において準用する省令第六条」と、第七十八条第二項第三号中「第十五条第五項」とあるのは「第三十六条第七項」と、同項第四号中「第九十八条第二項」とあるのは「第</p>

改正案	現 行
<p>百十一条において準用する第九十八条第二項」と、同項第五号中「第三十一条第三項」とあるのは「第四十二条において準用する省令第三十一条第三項」と、第九十一条中「第二十二条」とあるのは「第四十二条において準用する省令第二十二条」と、第九十二条第二項中「第七十六条から第七十八条まで及び第八十一条から<u>第百条の三</u>まで」とあるのは「第百三条及び第百五条から第百十条まで並びに第百十一条において準用する第七十七条、第七十八条、第八十一条から第八十三条まで、第八十七条、第八十九条から第九十二条まで、第九十三条の二及び第九十五条から<u>第百条の三</u>まで」と、第九十三条の二中「<u>第二十四条の二</u>」とあるのは「第四十二条において準用する省令第二十四条の二」と、第九十五条中「第二十六条」とあるのは「第四十二条において準用する省令第二十六条」と、第九十七条中「第二十八条」とあるのは「第四十二条において準用する省令第二十八条」と、第百条中「第三十一条」とあるのは「第四十二条において準用する省令第三十一条」と、第百条の二中「<u>第三十一条の二</u>」とあるのは「第四十二条において準用する省令第三十一条の二」と読み替えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第四節 地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準</p> <p>第百十二条～第百十五条 (略)</p> <p>(地域との連携等)</p> <p>第百十六条 地域密着型特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、入所者、入所者の家族、地域住民の代表者、当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する市町村の職員又は当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する区域を管轄する介護保険法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型特別養護老人ホームについて知見を有する者等により構成される協議会(テレビ電話装置等)を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね二月に</p>	<p>百十一条において準用する第九十八条第二項」と、同項第五号中「第三十一条第三項」とあるのは「第四十二条において準用する省令第三十一条第三項」と、第九十一条中「第二十二条」とあるのは「第四十二条において準用する省令第二十二条」と、第九十二条第二項中「第七十六条から第七十八条まで及び第八十一条から<u>第百条の二</u>まで」とあるのは「第百三条及び第百五条から第百十条まで並びに第百十一条において準用する第七十七条、第七十八条、第八十一条から第八十三条まで、第八十七条、第八十九条から第九十二条まで、第九十三条の二及び第九十五条から<u>第百条の二</u>まで」と、第九十三条の二中「<u>第二十四条の二</u>」とあるのは「第四十二条において準用する省令第二十四条の二」と、第九十五条中「第二十六条」とあるのは「第四十二条において準用する省令第二十六条」と、第九十七条中「第二十八条」とあるのは「第四十二条において準用する省令第二十八条」と、第百条中「第三十一条」とあるのは「第四十二条において準用する省令第三十一条」と、第百条の二中「<u>第三十一条の二</u>」とあるのは「第四十二条において準用する省令第三十一条の二」と読み替えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第四節 地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準</p> <p>第百十二条～第百十五条 (略)</p> <p>(地域との連携等)</p> <p>第百十六条 地域密着型特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、入所者、入所者の家族、地域住民の代表者、当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する市町村の職員又は当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する区域を管轄する介護保険法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型特別養護老人ホームについて知見を有する者等により構成される協議会(テレビ電話装置<u>その他の情報通信機器</u>(以下この項において「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。)</p>

改正案	現 行
<p>一回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第百十七条 第七十一条から第七十八条まで、第八十一条から第八十四条まで、第八十六条から第九十八条まで及び<u>第百条から第百条の三</u>までの規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第七十四条中「第五条」とあるのは「第五十九条において準用する省令第五条」と、第七十五条中「第六条」とあるのは「第五十九条において準用する省令第六条」と、第七十八条第二項第三号中「第十五条第五項」とあるのは「第五十九条において準用する省令第十五条第五項」と、同項第四号中「第九十八条第二項」とあるのは「第百十七条において準用する第九十八条第二項」と、同項第五号中「第三十一条第三項」とあるのは「第五十九条において準用する省令第三十一条第三項」と、第八十四条中「第十五条」とあるのは「第五十九条において準用する省令第十五条」と、第九十一条中「第二十二条」とあるのは「第五十九条において準用する省令第二十二条」と、第九十二条第二項中「第七十六条から第七十八条まで及び第八十一条から<u>第百条の三</u>まで」とあるのは「第百十五条及び第百十六条並びに第百十七条において準用する第七十六条から第七十八条まで、第八十一条から第八十四条まで、第八十六条から第九十八条まで<u>及び第百条から第百条の三</u>まで」と、第九十三条の二中「第二十四条の二」とあるのは「第五十九条において準用する省令第二十四条の二」と、第九十五条中「第二十六条」とあるのは「第五十九条において準用する省令第二十六条」と、第九十七条中「第二十八条」とあるのは「第五十九条において準用する省令第二十八条」と、第百条中「第三十一条」とあるのは「第五十九条において準用する省令第三十一条」と、第百条の二中「第三十一条の二」とあるのは「第五十九条において準用する省令第三十一条の二」と読み替えるものとする。</p> <p>第五節 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並</p>	<p>(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね二月に一回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第百十七条 第七十一条から第七十八条まで、第八十一条から第八十四条まで、第八十六条から第九十八条まで、<u>第百条及び第百条の二</u>の規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第七十四条中「第五条」とあるのは「第五十九条において準用する省令第五条」と、第七十五条中「第六条」とあるのは「第五十九条において準用する省令第六条」と、第七十八条第二項第三号中「第十五条第五項」とあるのは「第五十九条において準用する省令第十五条第五項」と、同項第四号中「第九十八条第二項」とあるのは「第百十七条において準用する第九十八条第二項」と、同項第五号中「第三十一条第三項」とあるのは「第五十九条において準用する省令第三十一条第三項」と、第八十四条中「第十五条」とあるのは「第五十九条において準用する省令第十五条」と、第九十一条中「第二十二条」とあるのは「第五十九条において準用する省令第二十二条」と、第九十二条第二項中「第七十六条から第七十八条まで及び第八十一条から<u>第百条の二</u>まで」とあるのは「第百十五条及び第百十六条並びに第百十七条において準用する第七十六条から第七十八条まで、第八十一条から第八十四条まで、第八十六条から第九十八条まで、<u>第百条及び第百条の二</u>」と、第九十三条の二中「第二十四条の二」とあるのは「第五十九条において準用する省令第二十四条の二」と、第九十五条中「第二十六条」とあるのは「第五十九条において準用する省令第二十六条」と、第九十七条中「第二十八条」とあるのは「第五十九条において準用する省令第二十八条」と、第百条中「第三十一条」とあるのは「第五十九条において準用する省令第三十一条」と、第百条の二中「第三十一条の二」とあるのは「第五十九条において準用する省令第三十一条の二」と読み替えるものとする。</p> <p>第五節 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並</p>

改正案	現 行
<p data-bbox="383 180 775 209">びに設備及び運営に関する基準</p> <p data-bbox="159 256 562 285">第百十八条～第百二十条 (略)</p> <p data-bbox="203 333 282 362">(準用)</p> <p data-bbox="159 370 1099 1423"> 第百二十一条 第七十二条から第七十五条まで、第七十七条、第七十八条、第八十一条から第八十三条まで、第八十七条、第八十九条から第九十二条まで、第九十三条の二、第九十五条から第九十八条まで、<u>第百条から第百条の三</u>まで、<u>第百二条、第百三条、第百五条、第百七条から第百十条</u>まで及び第百十六条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第七十四条中「第五条」とあるのは「第六十三条において準用する省令第五条」と、第七十五条中「第六条」とあるのは「第六十三条において準用する省令第六条」と、第七十八条第二項第三号中「第十五条第五項」とあるのは「第六十三条において準用する省令第三十六条第七項」と、同項第四号中「第九十八条第二項」とあるのは「第百二十一条において準用する第九十八条第二項」と、同項第五号中「第三十一条第三項」とあるのは「第六十三条において準用する省令第三十一条第三項」と、第九十一条中「第二十二條」とあるのは「第六十三条において準用する省令第二十二條」と、第九十二条第二項中「第七十六条から第七十八条まで及び第八十一条から<u>第百条の三</u>まで」とあるのは「第百二十条並びに第百二十一条において準用する第七十七条、第七十八条、第八十一条から第八十三条まで、第八十七条、第八十九条から第九十二条まで、第九十三条の二、第九十五条から第九十八条まで、<u>第百条から第百条の三</u>まで、第百三条、第百五条、第百七条から第百十条まで及び第百十六条」と、第九十三条の二中「第二十四条の二」とあるのは「第六十三条において準用する省令第二十四条の二」と、第九十五条中「第二十六条」とあるのは「第六十三条において準用する省令第二十六条」と、第九十七条中「第二十八条」とあるのは「第六十三条において準用する省令第二十八条」と、第百条中「第三十一条」とあるのは「第六十三条において準用する省令第三十一条」と、第百条の二中「第三十一条の二」とあるのは「第六十三条において準用する省令第三十一条の二」と、第百五条中「第三十六条」とあるのは「第六十三条において準用する省令第三十六条」と、第百九条中「第四十条」とあるのは「第六十三条において準用する省令第四十条」と </p>	<p data-bbox="1375 180 1767 209">びに設備及び運営に関する基準</p> <p data-bbox="1151 256 1554 285">第百十八条～第百二十条 (略)</p> <p data-bbox="1196 333 1274 362">(準用)</p> <p data-bbox="1151 370 2092 1423"> 第百二十一条 第七十二条から第七十五条まで、第七十七条、第七十八条、第八十一条から第八十三条まで、第八十七条、第八十九条から第九十二条まで、第九十三条の二、第九十五条から第九十八条まで、<u>第百条、第百条の二</u>、第百二条、第百三条、第百五条、第百七条から第百十条まで及び第百十六条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第七十四条中「第五条」とあるのは「第六十三条において準用する省令第五条」と、第七十五条中「第六条」とあるのは「第六十三条において準用する省令第六条」と、第七十八条第二項第三号中「第十五条第五項」とあるのは「第六十三条において準用する省令第三十六条第七項」と、同項第四号中「第九十八条第二項」とあるのは「第百二十一条において準用する第九十八条第二項」と、同項第五号中「第三十一条第三項」とあるのは「第六十三条において準用する省令第三十一条第三項」と、第九十一条中「第二十二條」とあるのは「第六十三条において準用する省令第二十二條」と、第九十二条第二項中「第七十六条から第七十八条まで及び第八十一条から<u>第百条の二</u>まで」とあるのは「第百二十条並びに第百二十一条において準用する第七十七条、第七十八条、第八十一条から第八十三条まで、第八十七条、第八十九条から第九十二条まで、第九十三条の二、第九十五条から第九十八条まで、<u>第百条、第百条の二</u>、第百三条、第百五条、第百七条から第百十条まで及び第百十六条」と、第九十三条の二中「第二十四条の二」とあるのは「第六十三条において準用する省令第二十四条の二」と、第九十五条中「第二十六条」とあるのは「第六十三条において準用する省令第二十六条」と、第九十七条中「第二十八条」とあるのは「第六十三条において準用する省令第二十八条」と、第百条中「第三十一条」とあるのは「第六十三条において準用する省令第三十一条」と、第百条の二中「第三十一条の二」とあるのは「第六十三条において準用する省令第三十一条の二」と、第百五条中「第三十六条」とあるのは「第六十三条において準用する省令第三十六条」と、第百九条中「第四十条」とあるのは「第六十三条において準用する省令第四十条」と読み </p>

改正案	現 行
読み替えるものとする。 第六節 (略) 附 則 (略)	替えるものとする。 第六節 (略) 附 則 (略)